

芝山町建設工事週休2日制適用工事実施要領

令和6年5月1日制定

(目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組みが求められている。このため、芝山町では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組みとして、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）を推進するものである。この要領は、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 適用工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

ア 週休2日

4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費等の補正が認められるのは次の3区分とする。

(ア) 4週6休

(イ) 4週7休

(ウ) 4週8休

イ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

エ 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

オ 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

カ 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

(3) 週休2日交替制工事

ア 週休2日

4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費等の補正が認められるのは次の3区分とする。

(ア) 4週6休

(イ) 4週7休

(ウ) 4週8休

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

エ 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間をいう。なお、元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間を、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

オ 休日率

休日率＝対象期間内の休日日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

カ 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 共通

ア 対象期間外

(ア) 年末年始6日間、夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみを実施している期間

(ウ) 工事全体を一時中止している期間

イ 4週6休

現場閉所率又は平均休日率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満のことをいう。

ウ 4週7休

現場閉所率又は平均休日率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満のことをいう。

エ 4週8休

現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。

(対象工事)

第3条 本要領による適用工事は、本町が発注する建設工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ア 現場施工が1週間未満の工事
- イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- エ 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 適用工事の発注は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

- 2 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができるものとする。
- 3 現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

(工期の設定)

第5条 適用工事の工期は、原則として千葉県が定める「土木工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間を積み上げて設定する。

- 2 前項の規定による工期の設定が困難な場合は、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考とするなど、適切な工期を設定する。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、週休2日制の取組み状況に応じた補正係数（別紙1）を各経費等に乗じるものとする。なお、発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更するものとする。

(実施方法)

第7条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙2のとおり記載することとする。

- 2 受注者は、工事契約後、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取組方式及び対象期間について工事打合せ簿等により協議すること。

- 3 受注者は、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督員に提出すること。
- 4 受注者は、対象期間中、適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示すること（別紙3）。
- 5 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙4）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙5）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。
- 6 受注者は、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。
- 7 受注者は、対象期間終了後、速やかに最終月の週休2日制の取組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。
- 8 工事工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が次のア～オに示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
 - ア 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - イ 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
 - ウ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
 - エ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
 - オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- 9 工期の変更を行った場合、受注者は再度対象期間について工事打合せ簿等により監督員と協議すること。

（工事成績）

第8条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、受発注者間で協議して定めること。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

○各補正係数

・現場閉所による週休2日工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

・週休2日交替制工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費※	1.01	1.03	1.06
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

※主要職種 51 種のみ対象

○市場単価方式の補正係数について（現場閉所による週休2日工事にのみ適用）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No	名称	区分	補正係数		
			4週6休	4週7休	4週8休
1	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
2	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
3	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.03	1.01
		撤去	1.01	1.01	1.05
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
8	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
10	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
11	法面工		1.00	1.01	1.02
12	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
14	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
15	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
18	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
20	グルーピング工		1.00	1.01	1.01
21	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
22	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

○特記仕様書記載例

(週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「芝山町建設工事週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

(週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 週休2日制の実施にあたっては、「芝山町建設工事週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

○公衆が見やすい場所への明示例

・現場閉所による週休2日工事

【工事揭示板】

現場閉所による週休2日工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、計画的に現場閉所を行うことで週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

```

graph LR
    A[〇〇工業] --- B[□□工務店]
    A --- C[△建設]
    C --- D[◇◇興業]
        
```

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け（A3サイズ相当）

施工体制台帳

施工体制台帳

施工体制台帳

建退共

・週休2日交替制工事

【工事揭示板】

週休2日交替制工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交代しながら週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

```

graph LR
    A[〇〇工業] --- B[□□工務店]
    A --- C[△建設]
    C --- D[◇◇興業]
        
```

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け（A3サイズ相当）

施工体制台帳

施工体制台帳

施工体制台帳

建退共

工 事 履 行 報 告 書

工事番号 工事名			
工 期	年 月 日	~	年 月 日
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
<p>【現場閉所型による週休2日工事】</p> <p>今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日</p> <p>累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)</p> <div style="float: right; border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">記載例(現場閉所)</div>			
<p>【週休2日交替制適用工事】</p> <p>平均休日率 ○○%</p> <div style="float: right; border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">記載例(交替制)</div>			

(注1. 工事着工前に、予定工程を記入して提出する。
 2. 毎月末に、実施工程を記入して提出する。
 3. 段階確認項目の予定時期等を、記事欄に記入する。

主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

